

「西宮市地域公共交通活性化協議会」の概要

1. 「地域公共交通活性化協議会」とは

- ・国土交通省の補助(地域公共交通活性化・再生総合事業)の採択を受けるため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づき、市が設置する組織。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために定められた法律。地域の関係者により「地域公共交通活性化協議会」を設立し、バス交通の活性化などの施策を検討するとともに、関係者間の合意形成を図り、国は補助事業などを通じてこれを総合的に支援する。

2. 協議会の役割

- ・バス交通等の地域公共交通整備に関する基本方針となる「地域公共交通総合連携計画」を作成する。
- ・上記連携計画に基づき、バス運行及び利用促進などに関する3ヵ年の事業計画である「地域公共交通活性化・再生総合事業計画(H21～23年度)」を作成する。
- ・「地域公共交通活性化・再生総合事業」による国庫補助金(H21～23年度、3ヵ年)の受け皿となるとともに、各年度において予算、決算の承認、事業計画の見直し等を行う。

3. 協議会の構成

(1)住民又は利用者代表	山口地区自治会連絡協議会 (2名)
	西宮コミュニティ協会 (2名)
(2)学識経験者	2名
(3)公共交通事業者等	兵庫県バス協会
	兵庫県タクシー協会
	阪急バス(株)
	阪神電気鉄道(株)
	阪神バス(株)
	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会
(4)道路管理者	国土交通省兵庫国道事務所
	兵庫県宮土木事務所(道路保全課)
(5)公安委員会	兵庫県西宮警察署
(6)関係行政機関	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
	兵庫県西宮土木事務所(企画調整担当)
(7)西宮市職員	教育委員会、土木局、健康福祉局、都市局

4. 今後の予定

- ・パブリックコメント：平成21年1月28日～2月10日(予定)
パブリックコメントで内容修正が必要となった場合には、第2回協議会(平成21年2月24日午後の予定)を開催する。
- ・平成21年2月下旬：国土交通省への補助申請(予定)
- ・平成21～23年度においては、事業実績等の報告、決算・予算の承認等のため、原則として年2回の開催を予定している。